

## 事業事前評価表

国際協力機構ガバナンス・平和構築部  
ガバナンスグループ行財政・金融チーム

### 1. 案件名（国名）

国名：タンザニア連合共和国（タンザニア）

案件名：歳入庁人事育成近代化プロジェクト

Project on Modernization of Human Resource Development of  
Tanzania Revenue Authority

※案件名は以下に変更予定（案件名称変更に係る口上書交換が必要）

リスクベースアプローチに基づいた税務調査能力向上プロジェクト

Project for Capacity Enhancement on Risk-Based Tax Audit Operations

### 2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における税務行政の現状・課題及び本事業の位置付け

タンザニア連合共和国（以下、「タンザニア」）は近年堅実な経済成長を続けており、2016～2019年の平均成長率は6.9%、2019年には一人あたり国民総所得（GNI）を1,080ドルまで高め、2020年7月には「低所得国」から「低中所得国」への移行を果たした。財政の持続性確保のため、タンザニア政府は税制改革や電子徴税システムの活用拡大等を通じてさらなる歳入の確保に取り組んでおり、税収は一貫して増加しているものの<sup>1</sup>、2016/17～2020/21年度の税収対GDP比は11%～12%台<sup>2</sup>で推移しており、政府が掲げる年間目標を例年下回っている。2021/22年度においても目標の13.3%<sup>3</sup>に満たない見込み（IMF予想の11.3%の場合、目標値に対し、約3兆タンザニアシリング（約1,800億円）の下振れ）であり<sup>4</sup>、マクロ経済の安定のためにも税を含む歳入基盤の拡大が喫緊の課題となっている。

タンザニア政府は、第3次国家開発五カ年計画（2021/22～2025/2026年度）<sup>5</sup>において、税務行政に係る施策として、その効率化による税収の増加、インフォーマルセクターの所得への課税による課税ベースの拡大、自動化されたシステムによる徴税能力強化、租税の減免措置の見直しを通じた徴税強化を掲げて

<sup>1</sup> タンザニア政府 第3次国家開発五カ年計画（2021/22～2025/2026年度）、12頁

<sup>2</sup> IMF Country Report No.21/213、September 2021、22頁

<sup>3</sup> タンザニア歳入庁 第5次コーポレートプラン（CP5）（2017/18～2021/22年度）

<sup>4</sup> IMF Country Report No.21/213、September 2021、22頁

<sup>5</sup> タンザニア政府 第3次国家開発五カ年計画（2021/22～2025/2026年度）、139頁

いる。また、2020/21 年度から 2025/26 年度の 5 年間で税収対 GDP 比を 13.5% から 14.4%まで、国内歳入割合を 71.8%から 79.3%まで引き上げることとしており、徴税能力の強化が重要課題となっている。これに基づき、タンザニア歳入庁（Tanzania Revenue Authority、以下「TRA」）は次期戦略方針「第 6 次コーポレートプラン（CP6）」（2022 年 7 月～2027 年 6 月）草案において、戦略的テーマ「オペレーショナルエクセレンス」の目的として「徴税強化」「税務コンプライアンス向上」「業務効率の向上」を掲げ、これらに資する施策として税務調査業務の改善に取り組んでいる。

こうした目的達成のためには、限られた税務調査資源を要調査度合いの高い納税者・課税上のリスク項目に重点的に配分するというリスクベースアプローチの採用、またその適切な実施が不可欠となる。この点はコーポレートプランに基づいた TRA の各種戦略文書等でも強調されており、IMF（2021）<sup>6</sup>もリスクベースの税務調査を指向する TRA の姿勢を評価している。現状、TRA における税務調査（臨場調査）<sup>7</sup>の実施は全ての税目、取引項目を等しく網羅的に確認するという制度及び運用となっているため、効率的な調査事務運営に課題があり、要点を絞り込んだ適切な事実確認を行うための事務量投下も困難となっている。本事業は、上記の TRA が抱える課題の解決に資するべく、税務調査（臨場調査）業務プロセスの整備・改善に併せて、リスクベース手法適用の前提となるリスクの認識・特定・管理を可能とする体制を構築し、効率的かつ効果的な税務調査（臨場調査）の実施を可能とすることで、TRA の徴税能力向上に貢献するものである。

JICA はこれまでに、「税務研修能力強化プロジェクト」（2012 年～2015 年）及び「税務行政能力強化プロジェクト」（2017 年～2022 年）を通じて、税務研修所の研修事業の改善及び人事制度（コーチング&メンタリング制度、キャリア開発枠組み）の強化を支援し、人材育成の観点からタンザニアの税務行政の能力強化に取り組んできた。本事業は、人材育成のみならず、税務行政のコア機能にあたる税務調査（臨場調査）の業務改善を通じて TRA のさらなる徴税能力の向上を支援するものである。

（2）公共財政管理（税務行政）に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対タンザニア国別開発協力方針（2017 年 9 月）の重点分野「ガバナ

<sup>6</sup> IMF Country Report No.21/213、September 2021、16 頁

<sup>7</sup> 税務調査には、税務調査官が納税者と対面して行う臨場調査（TRA ではこれを「Audit」と呼ぶ）と内部情報のみを用いて行う机上調査（TRA ではこれを「Examination」と呼ぶ）の 2 種類ある。本事業では、臨場調査を対象とする。

ンス・行政サービスの向上」において「歳出計画の立案及び執行の適正化、歳入強化の観点から、税務・監査分野の能力向上等の公共財政管理の強化を図る」ことを掲げている。本事業は、公共財政管理における歳入面での機能強化に資するものである。

また、本事業は JICA 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「公共財政／金融システム」の「国家財政の基盤強化」クラスターに位置づけられている。我が国はタンザニアの公共財政管理分野において、これまで「内部監査能力強化プロジェクト」（2009 年～2012 年）と「内部監査能力強化プロジェクト フェーズ 2」（2014 年～2020 年）を実施し、公的資金の管理・活用の改善を支援している。また、前述の「税務研修能力強化プロジェクト」（2012 年～2015 年）及び「税務行政能力強化プロジェクト」（2017 年～2022 年）の実施により、TRA の研修機能の改善及び人事制度の強化に貢献した。

なお、本案件の取り組みは、SDGs ゴール 17・ターゲット 17.1「課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する」に寄与するものである。

### （3）他の援助機関の対応

タンザニアでの税務分野における他援助機関の支援内容は以下のとおり。

#### ・ バスケットファンド：

CP5（2017 年 7 月～2022 年 6 月）の実施を支援するため、税務行政近代化プログラム（Tax Modernization Programme：TMP）の下、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、ヨーロッパ連合（EU）がバスケットファンドを通じ、広範な分野にわたって CP5 開始時から支援を実施してきた。CP5 への支援は 2022 年 6 月に完了するが、TRA の計画では、CP6（2022 年 7 月～2027 年 6 月）へも同様の支援が継続することが見込まれている。

#### ・ フィンランド／フィンランド税務局（VERO）

CP5 への技術協力として、CP5 の期間にわたり、机上調査（Examination）の業務標準化支援、納税者登録（Registration）の業務標準化支援、納税者サービス関連支援、情報システム更新に関する支援を実施してきた。CP6 の開始と合わせて次期支援内容を検討中。

なお、フィンランド税務局（Verohallinto：VERO）は机上調査の範囲でリスク分析手法の導入も支援してきているが、臨場調査（Audit）の業務改善を図るという JICA の支援範囲との重複がないことを VERO-JICA 間の直接協議において確認済み。

- ・ ノルウェー／ノルウェー税務局（NTA）  
 CP5 への技術協力として、CP5 の期間にわたり、TRA 税務研修所に対して研究機関 Chr. Michelsen Institute（CMI）を通じ、脱税対策や法人税の役割・価値等に関する研究活動の支援を実施してきた。CP6 の開始と合わせて、ノルウェー税務局（Norwegian Tax Administration : NTA）による TRA 本部への技術支援を検討中。
  
- ・ デンマーク  
 CP5 への技術協力として、CP5 の期間を対象に、TRA 情報システム部に対して、主に IT セキュリティ面からのコンサルティング支援を実施してきた。2024 年に在タンザニアのデンマーク大使館を閉鎖予定であり、2022 年 6 月以降の支援は想定していない。
  
- ・ ヨーロッパ連合（EU）  
 CP5 のバスケットファンドへの財政拠出が主な活動。現在技術協力は行っていないが、CP6 の開始と合わせて支援内容を検討中。
  
- ・ 世界銀行  
 2018 年から税制（付加価値税、物品税、インフォーマルセクターへの課税等）に対する改善提案等を実施している。行動科学的アプローチを通じた税務コンプライアンス向上にかかる支援として、2022 年 7 月からパイロットレベルで具体的な介入を実施。
  
- ・ 国際連合開発計画（UNDP）  
 税制の長期専門家を 2022 年 6 月から配置。また、脱税・租税回避対応等の分野を中心とした TRA 向けの能力強化プログラムを計画中（開始時期未定）。

### 3. 事業概要

#### （1）事業目的

本事業は、税務署（地域）における税務調査（臨場調査）の業務改善及び人材育成を通じて税務署（地域）における徴税能力の強化を図り、もって歳入庁全体の徴税能力の向上に寄与するもの。

#### （2）プロジェクトサイト／対象地域名

タンザニア全土

パイロット税務署（プロジェクト開始後に確定）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：タンザニア国歳入庁（TRA）国内歳入部、税務署、人事総務部、  
及び税務研修所

最終受益者：タンザニア国の個人事業主、法人などの納税者

(4) 総事業費（日本側）

3.8 億円

(5) 事業実施期間

2023 年 2 月～2027 年 2 月を予定（計 48 カ月）

(6) 事業実施体制

歳入庁 国内歳入部（税務署を含む）、人事総務部、税務研修所、調査・政策・  
企画部、情報システム部

Tanzania Revenue Authority (Domestic Revenue Department (DRD, including  
Tax Regions), Human Resources and Administration Department (HRAD),  
Institute of Tax Administration (ITA), Research, Policy and Planning Department  
(RPPD), Information and Communication Technology Department (ICT))

1) 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee（JCC））：

2) TRA：

① JCC 議長：

歳入庁長官 Commissioner General

② JCC 事務局：

調査・政策企画部長 Director of Research, Policy and Planning  
Department

③ プロジェクト・マネージャー：

国内歳入部長（成果 1・2） Commissioner for Domestic Revenue

人事総務部長（成果 3） Director for Human Resources and  
Administration

④ ワーキング・グループ：

成果 1・2

ワーキング・グループヘッド：プロジェクト開始後 DRD が任命

メンバー：DRD、ICT、パイロット税務署

成果 3

ワーキング・グループヘッド：ITA ショートコース長

メンバー：ITA、HRAD、DRD、ICT、パイロット税務署

### 3) JICA 専門家

#### (7) 投入（インプット）

##### 1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 80M/M）： 税務行政／総括、税務調査／業務プロセス、業務調整／研修企画、その他必要に応じた短期専門家）
- ② 研修負担：本邦又は第三国研修等（税務調査、課税上のリスク等）
- ③ 機材供与：必要に応じて実施

##### 2) タンザニア国側

- ① カウンターパートの配置
- ② オフィススペース、会議室、現地経費（水道光熱費等）の提供
- ③ 案件実施のための必要情報の提供
- ④ 職員の国内研修参加に係る経費等の負担

#### (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

##### 1) 我が国の援助活動

- ・ 技術協力「税務研修能力強化プロジェクト」（2012 年～2015 年）
- ・ 技術協力「税務行政能力強化プロジェクト」（2017 年～2022 年）

##### 2) 他の開発協力機関等の活動

援助協調の枠組みとして公共財政分野における協議メカニズム（PFM ドナーパートナー会合）が存在する。税務領域への各ドナーの関心の高まりを受け、税務サブグループが設けられるということが確認された。JICA、プロジェクト関係者はこれに参画し、各ドナーとの対話協調を図っていく方針とする。

TRA 側の調整メカニズムとして、TMP 関連ドナーと半年に 1 度（通常、5 月及び 11 月）実施している Joint Steering Committee（JSC）が存在するため、JICA 及びプロジェクト関係者はこれに参画し、他ドナーへプロジェクトの進捗・成果を報告・広報する場として活用する。

#### (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

##### 1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし

3) ジェンダー分類：【対象外】GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)  
<活動内容/分類理由>本事業ではジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組みについて指標等を設定するには至らなかったため。

(10) その他特記事項

特になし

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

全税務署において改善されたリスクベースアプローチに基づく税務調査(臨場調査)業務が定着することにより、TRAの徴税能力がさらに向上する。<sup>8</sup>

指標1 プロジェクト終了時のデータと比較して、税務調査(臨場調査)1件当たりの平均調査期間がxx%減少する。<sup>9</sup>

指標2 プロジェクト終了時のデータと比較して、納税者数に対する税務調査(臨場調査)数の割合がxx%増加する。

指標3 プロジェクト開始時のデータと比較して、税務調査(臨場調査)による追徴税額がxx%増加する。<sup>10</sup>

指標4 税務調査(臨場調査)戦略が、プロジェクトが作成した業務参考文書に基

<sup>8</sup> プロジェクト内の活動計画としては、まず数カ所程度のパイロット署で現行業務プロセスの改善と必要な研修事業を実施する。同パイロット事業を経て、約3年間で全国展開後も機能する業務プロセス及び研修実施体制を確立させる。残り1年間で当該業務プロセス及び研修の実運用をタンザニア全署で実施しながら、TRAで自律的な運用能力を確認するところまで実施する。プロジェクト終了後、上位目標に向けて、プロジェクト内で策定・改善した業務プロセス及び人材育成の仕組みがTRAにより継続的に取り組まれ、DRD本部及びタンザニア全土の税務署において通常業務として定着することで、さらなる徴税能力の向上を見込むものである。

<sup>9</sup> 税務調査期間の短縮は、TRA側にとってリソース確保の観点で有用であるとともに、納税者側にとっても税務調査対応の負荷軽減というメリットをもたらす。

<sup>10</sup> 調査効率向上に伴う調査件数増加により追徴税額が増加するという考え方であり、過剰な賦課徴収を強いることを目的としているものではない。

づき毎年適切に見直されている。

(2) プロジェクト目標：

リスクベースアプローチに基づく税務調査（臨場調査）業務の改善を通じて、税務署（地域）の徴税能力が向上する。<sup>11</sup>

指標 1 プロジェクト開始時のデータと比較して、税務調査（臨場調査）1件当たりの平均調査期間がxx%減少する。

指標 2 プロジェクト開始時のデータと比較して、税務署（地域）の担当者一人当たりの税務調査（臨場調査）件数がxx%増加する。

指標 3 プロジェクト開始時のデータと比較して、税務署（地域）の税務調査（臨場調査）のxx税目の更修正割合（ヒット率）が増加する。

(3) 成果：

成果 1：税務署（地域）において、リスクベースアプローチに基づく税務調査（臨場調査）の業務プロセスが改善する。

指標 1-1 パイロット税務署（地域）での納税者のリスク指標が策定される。

指標 1-2 税務調査（臨場調査）に関する業務参考文書が策定され、TRAに承認される。

指標 1-3 DRD本部から全税務署（地域）に対し、業務参考文書を用いた改訂業務プロセスの実施が指示される。

成果 2：DRD本部と税務署（地域）間の連携改善を通じ、DRD本部の「税務調査（臨場調査）戦略」策定・実施能力が強化される。

指標 2-1 税務調査（臨場調査）に係る税務署（地域）からDRD本部に提出される報告様式及び税務署（地域）における税務調査報告書の内容が改善される。

指標 2-2 DRD本部においてリスクベースアプローチが考慮された「税務調査（臨場調査）戦略」及び同戦略の策定・見直しを行う業務参考文書が策定され、承認される。

---

<sup>11</sup> プロジェクト期間中の最後の1年間で、パイロット税務署のみならず、全署での業務プロセス及び研修の実施を目指す。パイロット税務署と非パイロット税務署では介入度合いが異なるため、非パイロット税務署の中にはその定着及び成果発現までは至らないケースもあり得る。このように、実際には税務署によって改善度合いの差が生じることも考慮し、プロジェクト目標では「全税務署」とは明記していない。介入度合いによって介入効果を測るインパクト評価の実施も検討する。

成果 3 : TRA 職員に対するリスクベースアプローチに基づく税務調査（臨場調査）に係る研修体制が整備される。

指標 3-1 パイロット税務署（地域）における研修計画（研修実施体制含む）が策定される。

指標 3-2 パイロット税務署（地域）において研修計画に基づき研修が実施される。

指標 3-3 全税務署（地域）での研修実施に向けた展開計画が策定される。

指標 3-4 パイロット税務署（地域）以外の税務署（地域）において展開計画に基づき研修が実施される。

（4）主な活動：

活動 1-1 : 関係者向けにキックオフミーティングまたはセミナーを開催する。

活動 1-2 : ワーキング・グループを発足させる。

活動 1-3 : パイロット税務署（地域）を選定する。

活動 1-4 : パイロット税務署（地域）での税務調査（臨場調査）業務プロセスの現況をレビューし、課税上のリスクと関連リスク指標を特定する。

活動 1-5 : 上位目標とプロジェクト目標の指標 1 及び指標 2 の目標数値を設定する。（事業開始 6 カ月以内）

活動 1-6 : パイロット税務署（地域）において、あるべき「リスクベース手法に基づく税務調査（臨場調査）業務プロセス」を策定する。

活動 1-7 : DRD 本部及びパイロット税務署（地域）と共に、活動 1-6 で策定した業務プロセスを実施するための業務参考文書を策定する。

活動 1-8 : パイロット税務署（地域）で改訂版業務プロセスを試行する。

活動 1-9 : 上位目標の指標 3 の目標数値を設定する。（事業開始 24 カ月以内）

活動 1-10 : 活動 1-8 での試行結果を踏まえ、全国展開に向けた業務プロセス及び業務参考文書の見直し、改訂を行う。

活動 1-11 : 改訂された業務参考文書が提示され、TRA 内で承認される。

活動 1-12 : 全税務署（地域）で改訂業務プロセスを実施する。

活動 2-1 : 税務調査（臨場調査）に関する DRD 本部とパイロット税務署（地域）の連携体制（報告・監督）の現況を把握する。

活動 2-2 : 税務調査（臨場調査）に係る税務署（地域）から DRD 本部に提出される報告様式及び税務署（地域）における税務調査報告書の内容を改善する。

活動 2-3 : リスクベースアプローチを考慮して「税務調査（臨調調査）戦略」を策定する。

- 活動 2-4 : 「税務調査（臨調調査）戦略」の策定・見直しを行う業務参考文書を策定し、年次のルーティーン業務として取り込む。
- 活動 2-5 : 「税務調査（臨調調査）戦略」の策定・見直しを行う業務参考文書が提示され、TRA 内で承認される。
- 活動 2-6 : パイロット税務署（地域）での試行を通じ、全国展開に向け、DRD 本部とパイロット税務署（地域）の連携体制（報告・監督）の見直し、改訂を行う。
- 活動 2-7 : 中長期的に計画されている TRA 側の IT 基幹システムの再開発イニシアチブ（Integrated Domestic Revenue Administration System: IDRAS）の税務調査領域のシステム化（Audit Module）に関する業務プロセス再構築（Business Process Re-Engineering: BPR）に向けた協議を行う。
- 
- 活動 3-1 : ワーキング・グループを発足させる。
- 活動 3-2 : 税務調査（臨場調査）に関する既存の研修プログラムを把握する。
- 活動 3-3 : リスクベースアプローチに基づく税務調査（臨場調査）に関する税務署職員への研修手段（ITA 研修、コーチング&メンタリングの活用、遠隔研修システムの導入等）及び体制について議論する。
- 活動 3-4 : 研修手段を決定する。
- 活動 3-5 : 研修プログラム及び研修教材を策定する。
- 活動 3-6 : パイロット税務署（地域）の職員を対象に研修を実施する。
- 活動 3-7 : パイロット税務署（地域）での研修の実施結果を踏まえ、研修計画（研修実施体制含む）、プログラム及び研修教材を改訂する。
- 活動 3-8 : 全税務署（地域）での研修実施に向けた展開計画を策定する。
- 活動 3-9 : 活動 3-8 で策定された展開計画に基づき、パイロット税務署（地域）以外の地域においても研修を実施する。

## 5. 前提条件・外部条件

### （1）前提条件

- ・ COVID-19 感染拡大等の社会状況変化がプロジェクト活動に重大な支障を及ぼさない。

### （2）外部条件

上位目標達成に必要な外部条件・プロジェクトによる効果が持続していくための条件

- ・ TRA の政策戦略に大きな変更が生じない。

- ・ タンザニアにおける経済状況が安定している。
- ・ 減税などの税収を下げるような著しい税制改正が行われない。
- ・ 納税者が、基本的には税法に従い税務調査に協力する。

#### プロジェクト目標達成に必要な外部条件

- ・ 税務調査期間を長引かせるような著しい税制改正が行われない。
- ・ 税務調査に従事する人的資源は継続的に確保され配置される。
- ・ 税務調査官の平均的な経験・スキルが、大幅な新入職員への入れ替えや大量離職などの不測事態により低下しない。

#### アウトプット産出に必要な外部条件

- ・ 人事異動が頻繁に発生しない。
- ・ 税務行政サービスの提供に必要な予算及び人員が継続的に配賦・配置される。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

### (1) 類似案件の評価結果：

本案件の前フェーズである「税務行政能力強化プロジェクト」（2017年11月～2022年2月）では、プロジェクトの実施上、カウンターパート組織内での文書の承認に多大な時間を要し、プロジェクトの進捗に影響が生じた。

また、カンボジア「租税総局能力強化プロジェクト」（2011年9月～2015年7月）では、形成過程において新規に導入された活動が含まれていたが、プロジェクト初期にこうした新規の活動が先方政府の既存の計画等の一部として実施されなかったため、プロジェクトの活動がカウンターパート組織内の本来業務として扱われず、その実施が困難となった。

### (2) 本事業への教訓

本案件開始にあたっては、文書の承認プロセスについて事前にカウンターパート側と問題点を共有し、必要な対策を検討する。加えて、専門家とカウンターパート、カウンターパート内での円滑なコミュニケーションがなされるよう、カウンターパートに対する日頃からの密接なフォローを継続する必要がある。また、事業計画を検討する際には、文書の承認プロセスを考慮し、協力期間内に承認が終わるようにする。

また、プロジェクトの実施機関の業務効率性を最大化し、プロジェクトの成果の持続性を担保するためには、プロジェクトで実施している活動を先方政府やカウンターパート機関の既存の計画（戦略計画や年間活動計画など）の一部として位置づけていくことが必要である。あわせて、人員配置や予算措置などを含む実施体制についても、プロジェクト活動の一部として盛り込み実施していく必

要がある。

## 7. 評価結果

本事業は、税務行政のコア機能にあたる税務調査の業務改善を通じてタンザニア国の歳入基盤強化に資するものであり、タンザニア国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致している。また SDGs ゴール 17・ターゲット 17.1.「課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する」にも貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

### (1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

### (2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内	ベースライン調査（上位目標とプロジェクト目標の指標 1・指標 2 の目標数値及び指標 3 の対象税目の設定）
事業開始 24 カ月以内	ベースライン調査（上位目標の指標 3 の目標数値の設定）
事業終了 3 年後	事後評価

### (3) 実施中モニタリング計画

事業開始 3 ヶ月以内	初回 JCC での詳細活動計画の決定
事業開始後 6 ヶ月毎	JCC における相手国実施機関との合同モニタリング
事業終了 1 ヶ月前	最終 JCC における相手国実施機関との事業完了報告書

以 上